

岩手県監査委員告示第32号

包括外部監査結果の公表（平成24年岩手県監査委員告示第9号、平成27年岩手県監査委員告示第23号及び平成30年岩手県監査委員告示第16号）により公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成30年6月5日

岩手県監査委員 小野 共
岩手県監査委員 千葉 伝
岩手県監査委員 寺沢 剛
岩手県監査委員 沼田 由子

1（1） 外部監査の種類

平成23年度に実施した地方自治法第252条の37第1項及び岩手県包括外部監査契約書第7条に基づく包括外部監査

（2） 選定した特定の事件（テーマ）

公有財産に係る財務事務の執行及び管理の状況について

（3） 監査委員告示

平成24年3月9日付け岩手県監査委員告示第9号

（4） 岩手県知事からの措置結果通知の内容及び受理日

包括外部監査結果に対する措置状況について 平成30年4月20日

（5） 指摘事項及び措置内容

ア 指摘事項

使用料減免等の合理性（岩手県農業研究センター畜産研究所）

鉄塔敷地は、岩手県企業局が行う電気事業の送電線設備のために使用されており、使用料が全額減免されている。県の事業であるとはいえ、独立採算を原則とする地方公営企業であり、一般会計等からの経費の負担は、以下の項目とされている（地方公営企業法第17条の2第1項）。

（ア） その性質上企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費

（イ） その公営企業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費

この経費の負担の原則に照らして、鉄塔敷地に係る使用料減免の理由が合理的かどうか問題となるが、当該理由が明らかでない。送電線設備に係る費用は利用者が負担するものであるから、県が行う事業であることを理由に使用料減免を行う合理的根拠は希薄である。

イ 措置内容

使用料減免等の合理性（岩手県農業研究センター畜産研究所）

鉄塔敷地に係る使用料について、平成29年度から減免を取りやめ、使用料を全額徴収することとした。

2（1） 外部監査の種類

平成26年度に実施した地方自治法第252条の37第1項及び岩手県包括外部監査契約書第8条に基づく包括外部監査

（2） 選定した特定の事件（テーマ）

県立試験研究機関に係る財務に関する事務の執行及び事業の管理について

（3） 監査委員告示

平成27年3月6日付け岩手県監査委員告示第23号

（4） 岩手県知事からの措置結果通知の内容及び受理日

包括外部監査結果に対する措置状況について 平成30年4月20日

（5） 指摘事項及び措置内容

ア 指摘事項

行政財産の使用許可について（岩手県農業研究センター）

岩手県職員労働組合（以下「組合」という。）は、自販機業務等を行っておらず、他者への委託を前提としているため、組合への使用許可が適切と言えるかどうかの問題となる。

この点につき、設置場所の利用は貸付けによる契約方法も可能でありながら、あえて組合への使用許可を継続することに、公平性が確保されているとは考えがたいこと、県と自販機業者の直接契約によって貸付料収入を得られるにもかかわらず、組合に対して使用許可をした上で自販機を設置させることで、収入の機会を逸していることの合理的理由が見当たらないことから、組合への行政財産の使用許可（使用料全額減免）は不適切であると考えます。

イ 措置内容

行政財産の使用許可について（岩手県農業研究センター）

平成27年度から行政財産使用料を徴収するとともに、貸付先については、組合の許可期間が満了する平成28年度から公募により決定し、貸付料を徴することとした。

なお、本館設置分の自動販売機については、平成28、29年度と応募者が少なく、貸付先を決定することができなかつたため、平成30年度は設置台数を減らし再度公募を実施した結果、貸付先が決定した。

3（1） 外部監査の種類

平成29年度に実施した地方自治法第252条の37第1項及び岩手県包括外部監査契約書第8条に基づく包括外部監査

（2） 選定した特定の事件（テーマ）

県税、使用料及び手数料の賦課・算定・徴収に係る財務事務の執行・管理について

（3） 監査委員告示

平成30年3月2日付け岩手県監査委員告示第16号

（4） 岩手県知事からの措置結果通知の内容及び受理日

平成29年度包括外部監査に対する措置結果について 平成30年4月12日

（5） 指摘事項及び措置内容

ア 指摘事項

（ア） 県営住宅管理システムに関する指定管理者との間の「システム管理要領」について（県土整備部建築住宅課）

県と指定管理者の間で、「県営住宅等指定管理者業務仕様書」に規定される「システム管理要領」が定められていない。

県営住宅管理システムは、個人情報を多く取り扱うシステムでもあり、県と指定管理者の間でシステムを管理する手法、手順、遵守事項等を明確に記載したシステム管理要領を定めることが必要である。

（イ） 操作カード管理者及びオンライン担当者の通知について（県土整備部建築住宅課）

「県営住宅管理システム処理要領」において、建築住宅課を除く端末設置機関の長は、操作カード管理者及びオンライン担当者として指名した者の職及び氏名を速やかに建築住宅課総括課長に通知するものとされているが、当該通知がなされていない。

県営住宅管理システムを使用する者の特定、及び建築住宅課で利用者等を一括的に把握することで県営住宅管理システムを使用することに関する責任の所在を明確にすることは重要であるため、通知を行わなければならない。

（ウ） 減免割合の適用誤りについて（盛岡広域振興局土木部）

県営住宅使用料について、本来の減免割合が70%であったものが、90%の減免割合として家賃の収納等を行った事案があった。

県営住宅家賃減免承認申請書と添付書類の確認を徹底することが必要である。

（エ） 現金による家賃の収納について（盛岡広域振興局土木部）

県営住宅使用料について、現金での直接収納の場合は、原則として現金を受け取った日に銀行口座に入金することとな

っている。ただし実務上、現金を受け取った日に銀行口座に入金することは困難であるため、「県営住宅家賃等に係る直接収納事務取扱要領」により、現金を受け取った日に夜間金庫に預け入れることとなっている。

平成28年度において、現金での県営住宅使用料の支払いを受けた際に当日中に夜間金庫に預け入れずに盛岡広域振興局土木部内で現金が保管され、翌営業日に銀行口座に預け入れたケースがあった。

当日中に夜間金庫に預け入れる必要がある。

(オ) 入居請書の日付の不整合について（県南広域振興局土木部花巻土木センター）

平成28年度の新規入居者のうち、県営住宅入居請書の提出日付が、敷金支払日及び連帯保証人の所得証明書及び印鑑登録証明書の発行日より前の日付（入居許可日と同日）で記載されていたものがあった。

受付段階における書類の十分な確認とともに、書類作成前の段階においても入居予定者に対する書類の内容・意義の十分な事前説明が望まれる。

(カ) 海外からの帰国者の所得証明書について（県南広域振興局土木部花巻土木センター）

新規入居者の収入認定が、配偶者の勤務先が発行した平成28年暦年の外貨建ての「収入証明」に添付された日本語訳の「給与等支払証明書」によって行われていた。当該証明書の日本語訳については、その翻訳者、適用した外貨換算レート等が明らかではなく、収入認定にあたっての検証過程等の記録も残されていない。

先方から入手した外貨換算の情報等については、そのまま受け入れるべきものではなく、その内容を検証し、事後的に確認できるように記録を残す必要がある。

イ 措置内容

(ア) 県営住宅管理システムに関する指定管理者との間の「システム管理要領」について（県土整備部建築住宅課）

県営住宅管理システムに関する指定管理者との「県営住宅管理システム管理要領」を定め、適正な事務の執行を図ることとした。

(イ) 操作カード管理者及びオンライン担当者の通知について（県土整備部建築住宅課）

「県営住宅管理システム処理要領」の見直しと改正を行うとともに、操作カード管理者及びオンライン担当者として指名した者の通知については、速やかに行うよう関係機関の長に通知の上徹底し、適正な事務の執行を図ることとした。

(ウ) 減免割合の適用誤りについて（盛岡広域振興局土木部）

減免割合の誤りについては、既に是正しているところであるが、県営住宅家賃の減免に当たっては、県営住宅家賃減免承認申請書と添付書類の確認について、複数の職員によりチェックを行うよう関係機関の長に通知の上徹底し、適正な事務の執行を図ることとした。

(エ) 現金による家賃の収納について（盛岡広域振興局土木部）

現金を受け取った日に銀行口座への入金が困難な場合は、「県営住宅家賃等に係る直接収納事務取扱要領」に基づき、受け取った日に夜間金庫に預け入れるよう関係機関の長に通知の上徹底し、適正な現金収納事務の確保を図ることとした。

(オ) 入居請書の日付の不整合について（県南広域振興局土木部花巻土木センター）

県営住宅入居請書の受理に当たっては、提出書類や確認書類等全ての関係書類が整ったことを確認後に、入居請書の日付の記載誤りがないか十分にチェックし、入居予定者に対し書類の内容・意義について十分な事前説明を行った上で受付印を押印するよう関係機関の長に通知の上徹底し、適正な事務の執行を図ることとした。

(カ) 海外からの帰国者の所得証明書について（県南広域振興局土木部花巻土木センター）

外国における収入を算定する必要がある場合の取扱については、「県営住宅管理事務取扱要領」を改正し、必要な書面と確認方法を明示し、適正な事務の執行を図ることとした。